

職場意識改善計画

平成 年 月 日

取組事項	具体的な取組内容
1 実施体制の整備のための措置	
①労働時間等設定改善委員会の設置等 労使の話し合いの機会の整備	<p>(1年度目)</p> <p>毎月行なっている業務報告会議のうち3ヶ月に1回、労働時間、休日、休暇などについて労使の話し合いの時間を設ける。各担当者毎間で、業務量が平準化するように業務の割り振りについて話し合う事等を主な議題とする。1年度目は3回開催することを目標とする。会議の運営については、都度議事録を作成し保管する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年度目に加えて、効率的な業務の進め方についても議題に加える。2年度目は4回開催することを目標とする。会議の運営については、都度議事録を作成し保管する。</p>
②労働時間等に関する個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者の選任	<p>(1年度目)</p> <p>労働者各人からの労働時間等に係る個々の苦情、意見及び要望を受け付けるための担当者を第1回の会議において、労働者の互選により選任する。受付は口頭又はメールによる。受付体制及び担当者についてはメールにより周知する。なぜなら、全員が一度に揃わない事も多く、メールによる受付及び周知が迅速確実だからである。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年度目の個々の苦情、意見及び要望の状況を踏まえて、各労働者がより利用しやすいように受付体制を改善していく。</p>
2 職場意識改善のための措置	
①労働者に対する職場意識改善計画の周知	<p>(1年度目)</p> <p>労働者に対して、職場意識改善計画の周知を図るため、事務所内の見やすい場所への掲示及びメールによる周知等を行う。自社のホームページに職場意識改善計画の取組み状況を掲載し、取引先をはじめとした外部にも周知する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>労働者への周知として、職場意識改善計画や取り組み改善事例を小冊子にして配布するとともに、1年度目に行なった自社ホームページへの取組み状況の掲載についても継続し、会社の内外に周知する。</p>
②職場意識改善のための研修の実施	<p>(1年度目)</p> <p>10月～11月頃に外部講師を招き、労働者の仕事に対する意識を改善するため、時間外労働を減らし、年次有給休暇の取得を増やすための研修会を開催する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>10月～11月頃に外部講師を招き、働きやすい職場環境（労働時間削減、年次有給休暇取得率増加）を作るための研修を行う。</p>

職場意識改善計画

取組事項	具体的な取組内容
3 労働時間等の設定の改善のための措置	(注) ①及び②は必ず記載し、③～⑤のうち1つ以上選択してください。
①年次有給休暇の取得促進のための措置	<p>(1年度目)</p> <p>年次有給休暇の取得を促進するため、個人別の休暇管理簿を改訂する。1年度目は5日間の年次有給休暇付与制度を導入する。繁忙期に派遣社員を受け入れる事によって各労働者の業務量を減らし、有給休暇の取得を促進する。有給休暇の取得率目標は50%とする。なお、1年度目は計画的付与制度導入に必要な規程の整備など所要の手続を行う。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年度目の実施状況を見た上で、有給休暇の取得が進んでいない労働者に対してヒアリングを行うとともに、有給休暇に取得を行うよう意識改善を行う。有給休暇取得率の目標を70%とする。</p>
②所定外労働削減のための措置	<p>(1年度目)</p> <p>所定外労働を削減する具体的な取組みとして、担当者毎に業務の状況を勘案して、週に1日(自己申告)をノー残業デーとする。深夜業については、事前承認制を導入して残業の必要性についてチェックを行う。年間所定外労働時間を事業開始前から企業全体で10%削減することを目標とする。</p> <p>(2年度目)</p> <p>上記に加え、業務効率と労働時間との相関関係について検証する。労働者の負担が特に大きい業務については、派遣社員を受け入れることによって業務の負担を減らし、労働時間を減らす。年間所定外労働時間を事業開始前から企業全体で20%削減することを目標とする。</p>
③労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
④労働時間等設定改善指針の2の(2)に定められた、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇の付与等の措置	<p>(1年度目)</p> <p>自発的な職業能力開発を図る労働者(公認会計士試験、税理士試験、簿記試験、社会保険労務士試験等業務に関わる資格取得を目指す労働者)の働き方について、労働者の要望を踏まえ、職業能力開発休暇(仮称)の導入について検討する。</p> <p>(2年度目)</p> <p>1年度目で検討した結果を踏まえて、職業能力開発休暇(仮称)を導入する。</p>
⑤ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置	<p>(1年度目)</p> <p>(2年度目)</p>
4 制度面の改善のための措置 (注) 3に記載した措置も該当する場合は再掲のこと	<p>(1年度目)</p> <p>1か月60時間を超える時間外労働にかかる割増賃金率を50%以上とする。労使間で協議の上、「制度面の改善」として、ア.労働時間等設定改善委員会等における年次有給休暇取得状況の確認制度を導入する。イ.年5日以上の年次有給休暇の計画的付与制度を導入する。</p>